

1 堺市における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

(1) 計画策定の趣旨

平成28年の児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）（以下、「改正児童福祉法」という。）では、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の理念を明確化するとともに、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の措置を講ずることとなった。

また、改正児童福祉法では、子どもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、子どもの「家庭養育優先原則」が明記され、これに基づき、平成29年8月には国が設置した「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」により、今後の社会的養育の在り方を示す「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられた。

「新しい社会的養育ビジョン」では「家庭養育優先原則」を実現するために、子どもの養育の受け皿となる里親を増やし、質の高い里親養育の提供を包括的に行うフォスタリング機関の確保等の取組を行うこと並びに愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親等委託率（代替養育を受けている子どものうち里親委託されている子どもの割合）75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親等委託率50%以上を実現することが目標として示された。

都道府県、政令指定都市及び児童相談所設置市では、改正児童福祉法の理念や「新しい社会的養育ビジョン」で示された基本的な考え方に沿って、既存の都道府県推進計画（平成27年度からの15年計画）を全面的に見直し、新たな計画として、令和元年度中に「社会的養育推進計画」を策定することが求められていた。

本市では、平成27年3月に策定した「都道府県推進計画（堺市）」を見直し、子どもの最善の利益の実現に向けて、国の示す方向性と現状を踏まえて、各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込みを算出するとともに、里親等委託率の目標を設定し、社会的養育の体制整備の基本的な考え方と全体像を示した「堺市社会的養育推進計画」を策定した。

(2) 計画の期間

この計画の期間は、令和11年度を終期とし、令和2年度から令和6年度までを前期、令和7年度から令和11年度までを後期とし、令和6年度末及び各期の間年を目安として進捗状況の検証結果を踏まえ、必要な場合には計画の見直しを図るものとする。

(3) 他の計画との関係

本計画の内容は、本市の子どもとその家族に関する施策を体系化し、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくりなどさまざまな分野にわたり総合的な展開を図るために作成する「堺市子ども・子育て総合プラン（第2期堺市子ども・子育て支援事業計画）」（令和2年3月策定）の内容と整合を図っている。

2 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

（1）子どもからの意見聴取

<現状>

措置された子どもや一時保護された子どもの権利擁護の観点から、当事者である子どもからの意見聴取や意見を酌み取る方策、子どもの権利を代弁する方策として、以下の取組を行っている。

- ①「子どもの権利ノート」ハンドブックの活用
- ②「児童援助計画」及び「自立支援計画」の作成
- ③代替養育に関する措置とその変更時及び措置継続の際の取組
- ④子ども相談所による児童養護施設等在籍児童の状況調査
- ⑤苦情解決の推進
- ⑥ライフストーリーワークの実施
- ⑦子どもの権利擁護に関する研修

<課題>

- ①「子どもの権利ノート」ハンドブックにおいて、里子に関する権利擁護の視点、自立支援（退所者）の視点が不足している。
- ②ライフストーリーワークについては、必要に応じてケース選定を行い実施しているが、全てを実施していない。
- ③子ども相談所の運営に関する評価検証として実施している一時保護所の評価検証において、入所児童の意見聴取や現地視察が行われていない。

<今後の取組>

- ①「子どもの権利ノート」ハンドブックの改訂
里子に関する権利擁護の視点、自立支援（退所者）の視点等を付け加える。改訂にあたり、社会的養護経験者や施設入所中の児童（里子含む）に対して施設生活に関するアンケート等を実施し、他の指針（児童相談所運営指針等）と整合性を図りながら改善を行う。
- ②ライフストーリーワークの充実
入所児童全員のライフストーリーワークの必要性を検討するために、10歳前後で入所理由をどうとらえているかということの仕組みを構築する。
- ③一時保護所における第三者評価制度の充実
一時保護ガイドラインにある第三者評価の趣旨を踏まえて、一時保護中の子どもの権利を保障するための仕組みとして機能する第三者評価制度の整備を検討する。

（2）施策を検討する際の子どもからの意見聴取

<現状>

アフターケアを考える上で、児童養護施設退所者児童等の実態調査（大阪府・大阪市・堺市合同）を行い、退所児童への意見聴取を実施している。

<課題>

当事者から意見を聴取し、施設職員や行政等の支援者では気付くことができない課題がある。

<今後の取組>

社会的養護に関する施策や権利擁護を検討する際に、当事者である子ども（社会的養護経験者を含む）から聞き取りを実施する。アンケート調査若しくはインタビュー方式等を活用し、措置先（委託先）の児童養護施設や里親等から対象者を選定する。

(3) 第三者支援による子どもからの意見聴取

<現状>

① 子どもたちへの大切なお知らせ

児童養護施設等で暮らす子どもに対し、もし、職員や他の子どもから暴力等を受けた場合の連絡相談先を記載したもの。電話で連絡できない場合は、葉書で相談できるようになっている。

② さかい子ども相談フリーダイヤル

上記、「子どもたちへの大切なお知らせ」に記載している連絡先で、休日や夜間も連絡が可能となっている。

③ 児童養護施設の第三者委員

上記、「子どもたちへの大切なお知らせ」に記載している。児童養護施設においては玄関等の分かりやすい場所に掲示している。

<課題>

子どもが安心して意見表明をするためには、相談できる機関職員の顔が見える（少しでも繋がる関係性の構築）必要がある。

<今後の取組>

① 子どもにとって「意見表明は安心してできること」を子ども達に更に周知していく。

② 施設の第三者委員が入所している子どもたちと一緒に食事をするなど、普段の交流の持ち方を検討する。

③ 国の調査研究を踏まえ、子どもの権利擁護に関する新たな仕組みの構築について検討する。

3 子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組

(1) 子育て世代包括支援センターの設置

<現状>

子育て世代包括支援センターについては、既に設置済み。

(2) 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置

<現状>

子ども等に関する実情の把握、情報の提供、相談全般から通所・在宅支援を中心とした専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行う拠点であり、本市では、主に、各区の子育て支援課がその機能を有している。

<課題>

子ども家庭支援員及び虐待対応専門員とも、配置基準を満たしていない。

<今後の取組>

計画的に家庭児童相談員等の体制強化を図り、令和4年度に向けて全区設置をめざす。

(3) 子ども家庭支援に携わる職員の人材育成

<現状>

要保護児童対策調整機関に置かれた調整担当者に、調整担当者研修を平成29年度から実施し、その他、毎年、能力向上研修（毎年、5回程度開催し、幅広い専門知識の習得及び相談技術の向上をめざす）を実施している。

<課題>

子ども家庭総合支援に携わる人材は全てその到達目標を達成すべく知識や技能を向上させる必要がある。

<今後の取組>

要保護児童対策調整機関に、新たに配属された職員へ調整担当者研修の受講を必須で行う。子ども家庭総合支援に携わる職員に対し、計画的に調整担当者研修の受講を促していく。

(4) 市区町村の支援メニューの充実（ショートステイ・トワイライトステイ）

<現状>

① ショートステイ・トワイライトステイが利用可能な施設（計6箇所）

| 堺区 | 中区 | 北区 | 市外 |
|-----------------|---------------|---------------|------------|
| 母子生活支援施設 1箇所 | 児童養護施設 3箇所 | 児童養護施設 1箇所 | 乳児院 1箇所 |

② ショートステイ（短期入所生活援助事業）利用実績

| 年度 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 世帯数 | 16 | 24 | 21 | 23 | 30 |
| 児童数 | 29 | 46 | 39 | 37 | 46 |
| 延べ利用日数 | 309 | 517 | 459 | 245 | 453 |

③トワイライトステイ（夜間養護等事業）利用実績

| 年度 | | H 2 6 | H 2 7 | H 2 8 | H 2 9 | H 3 0 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 世帯数 | 夜間養護 | 2 | 2 | 5 | 9 | 8 |
| | 休日預かり | 4 | 5 | 8 | 13 | 16 |
| 児童数 | 夜間養護 | 5 | 3 | 7 | 13 | 11 |
| | 休日預かり | 7 | 7 | 9 | 15 | 20 |
| 延べ利用日数 | 夜間養護 | 4 | 136 | 197 | 199 | 363 |
| | 休日預かり | 30 | 48 | 63 | 63 | 213 |
| | 計 | 34 | 184 | 260 | 262 | 576 |

<課題>

- ①児童養護施設の入所状況等により、場合によってショートステイ・トワイライトステイが利用できていない。
- ②ショートステイ・トワイライトステイの利用可能な施設が偏在しており、全区域内に受け皿がない。

<今後の取組>

- ①児童養護施設において、これまで培ってきた子どもの養育の専門性を発揮し、更なる小規模かつ地域分散化によって生まれた本体施設のスペースを活かし、多機能化の取組としてのショートステイ・トワイライトステイの受け皿を確保する。
- ②週末里親及び民間団体を活用する。

<参考>

「堺市子ども・子育て総合プラン（第2期堺市子ども・子育て支援事業計画）」（令和2年3月策定）における量の見込みと確保方策

（単位：延べ利用日数）

| 年度 | | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 |
|-------|------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 量の見込み | 短期入所生活援助事業 | 246 | 242 | 237 | 232 | 229 |
| | 夜間養護等事業 | 260 | 255 | 250 | 245 | 242 |
| 確保方策 | 短期入所生活援助事業 | 246 | 242 | 237 | 232 | 229 |
| | 夜間養護等事業 | 260 | 255 | 250 | 245 | 242 |

週末里親実績数

（単位：人）

| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 登録里親数 | 49 | 56 | 57 | 62 | 66 |
| 活動里親数 | 22 | 24 | 26 | 25 | 24 |
| 利用児童数 | 30 | 30 | 34 | 31 | 31 |

(5) 母子生活支援施設の活用

<現状>

他市から避難されてきた母子の日常生活支援・子育て支援・地域での自立した生活を見据えた就労支援、子どもの成長段階に応じた養育支援、学習支援を実施している。

<課題>

これまでの母子保健を中心とした相談体制に加え、妊娠期から出産後の親子を継続的に支援する社会的養護体制を整備する必要がある。

<今後の取組>

既存の母子生活支援施設を活用し、特定妊婦等への入所支援を行う。

(6) 児童家庭支援センターの機能強化等

<現状>

平成19年4月に1か所設置済み。

業務内容

- ①相談事業
- ②グループワーク・集団指導（N P、B P等）
- ③子ども相談所からの指導委託
- ④里親等への支援
- ⑤関係機関等との連携・連絡調整
- ⑥DV被害で避難された避難児と保護者への心理ケア
- ⑦乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認調査

<課題>

虐待相談対応件数等が増加する中で、子ども相談所、各区の子育て支援課等を補完し、地域に応じた役割を果たす必要がある。

<今後の取組>

- ①児童家庭支援センターの専門性を活かして、子ども相談所、各区の子育て支援課等を補完する事業を強化する。
- ②指導委託について、子ども相談所からの委託件数の増加を図っていく。

4 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

(1) 代替養育を必要とする子ども数（年齢区分別）（表4）

表1の将来推計児童年齢別人口より、平成18年度～平成29年度の児童人口及び社会的養護児童数の実績に基づき回帰分析を行い、表2の将来推計年齢別社会的養護児童数を算出。

表2の6～17歳には、表3の児童自立支援施設及び児童心理治療施設入所児童が含まれるため、これらの児童数を差し引き、表4の代替養育を必要とする子ども数（年齢区分別）を算出。令和11年度では、0～2歳が50人、3～5歳が51人、6～17歳が211人、合計312人となる。

表1 将来推計児童年齢別人口

| 年度 | 0～2歳 | 3～5歳 | 6～17歳 | 合計 |
|-----|--------|--------|--------|---------|
| R元 | 19,198 | 20,480 | 92,817 | 132,495 |
| R2 | 18,775 | 20,296 | 91,144 | 130,215 |
| R3 | 18,694 | 19,595 | 89,732 | 128,021 |
| R4 | 18,637 | 18,943 | 88,168 | 125,748 |
| R5 | 18,276 | 18,531 | 86,770 | 123,577 |
| R6 | 17,891 | 18,448 | 85,188 | 121,527 |
| R7 | 17,516 | 18,384 | 83,131 | 119,031 |
| R8 | 17,164 | 18,021 | 81,583 | 116,768 |
| R9 | 16,862 | 17,637 | 79,870 | 114,369 |
| R10 | 16,578 | 17,265 | 78,137 | 111,980 |
| R11 | 16,327 | 16,912 | 76,507 | 109,746 |

表2 将来推計年齢別社会的養護児童数

| 年度 | 0～2歳 | 3～5歳 | 6～17歳 | 合計 |
|-----|------|------|-------|-----|
| R元 | 52 | 55 | 249 | 356 |
| R2 | 51 | 55 | 248 | 354 |
| R3 | 51 | 54 | 247 | 352 |
| R4 | 52 | 53 | 245 | 349 |
| R5 | 51 | 52 | 244 | 347 |
| R6 | 51 | 52 | 242 | 345 |
| R7 | 50 | 53 | 239 | 342 |
| R8 | 50 | 52 | 238 | 340 |
| R9 | 50 | 52 | 236 | 338 |
| R10 | 50 | 52 | 234 | 335 |
| R11 | 50 | 51 | 232 | 333 |

表3 児童自立支援施設等

| 年度 | 6～17歳 |
|-----|-------|
| R元 | 23 |
| R2 | 23 |
| R3 | 23 |
| R4 | 23 |
| R5 | 22 |
| R6 | 22 |
| R7 | 22 |
| R8 | 22 |
| R9 | 22 |
| R10 | 22 |
| R11 | 21 |

表4 代替養育を必要とする子ども数（年齢区分別）

| 年度 | 0～2歳 | 3～5歳 | 6～17歳 | 合計 |
|-----|------|------|-------|-----|
| R元 | 52 | 55 | 226 | 333 |
| R2 | 51 | 55 | 225 | 331 |
| R3 | 51 | 54 | 224 | 329 |
| R4 | 52 | 53 | 222 | 326 |
| R5 | 51 | 52 | 221 | 325 |
| R6 | 51 | 52 | 220 | 323 |
| R7 | 50 | 53 | 217 | 320 |
| R8 | 50 | 52 | 216 | 318 |
| R9 | 50 | 52 | 214 | 316 |
| R10 | 50 | 52 | 212 | 313 |
| R11 | 50 | 51 | 211 | 312 |

(2) 里親等委託が必要な子どもの割合

国の策定要領で示す算式1で見込んだ割合は、0～2歳63%、3～5歳が71%、6～17歳が63%、全体で約64%となる。

国の策定要領で示す算式2で見込んだ割合は、0～2歳75%、3～5歳が60%、6～17歳が52%、全体で約56%となる。

(3) 里親等委託が必要な子ども数 <理想値>

里親等委託が必要な子ども数を見込む場合、医療的ケアの必要性や行動の問題等の理由から、里親等での養育が困難な子どもや、年長で「家族」に対する拒否感が強い子どもであると考えられることに留意する必要があるため、算式2を用いて理想の値を設定した。

令和11年度に里親等委託が必要な子ども数は、0～2歳37人、3～5歳が30人、6～17歳が108人の合計175人となる。(表5)

表4と表5の差が、施設で養育が必要な子ども数となる。(表6)

表5 里親等委託が必要な子どもの数

| 年度 | 0～2歳 | 3～5歳 | 6～17歳 | 合計 |
|-----|------|------|-------|-----|
| R元 | 38 | 33 | 117 | 188 |
| R2 | 38 | 33 | 116 | 187 |
| R3 | 38 | 32 | 115 | 185 |
| R4 | 38 | 31 | 114 | 183 |
| R5 | 38 | 31 | 114 | 183 |
| R6 | 38 | 31 | 113 | 182 |
| R7 | 38 | 31 | 113 | 182 |
| R8 | 37 | 31 | 111 | 179 |
| R9 | 37 | 31 | 110 | 178 |
| R10 | 37 | 31 | 109 | 177 |
| R11 | 37 | 30 | 108 | 175 |

表6 施設で養育が必要な子ども数

| 年度 | 0～2歳 | 3～5歳 | 6～17歳 | 合計 |
|-----|------|------|-------|-----|
| R元 | 14 | 22 | 109 | 145 |
| R2 | 13 | 22 | 109 | 144 |
| R3 | 13 | 22 | 109 | 144 |
| R4 | 14 | 22 | 108 | 143 |
| R5 | 13 | 21 | 107 | 142 |
| R6 | 13 | 21 | 107 | 141 |
| R7 | 13 | 22 | 105 | 140 |
| R8 | 13 | 21 | 105 | 139 |
| R9 | 13 | 21 | 104 | 138 |
| R10 | 13 | 21 | 103 | 136 |
| R11 | 13 | 21 | 103 | 137 |

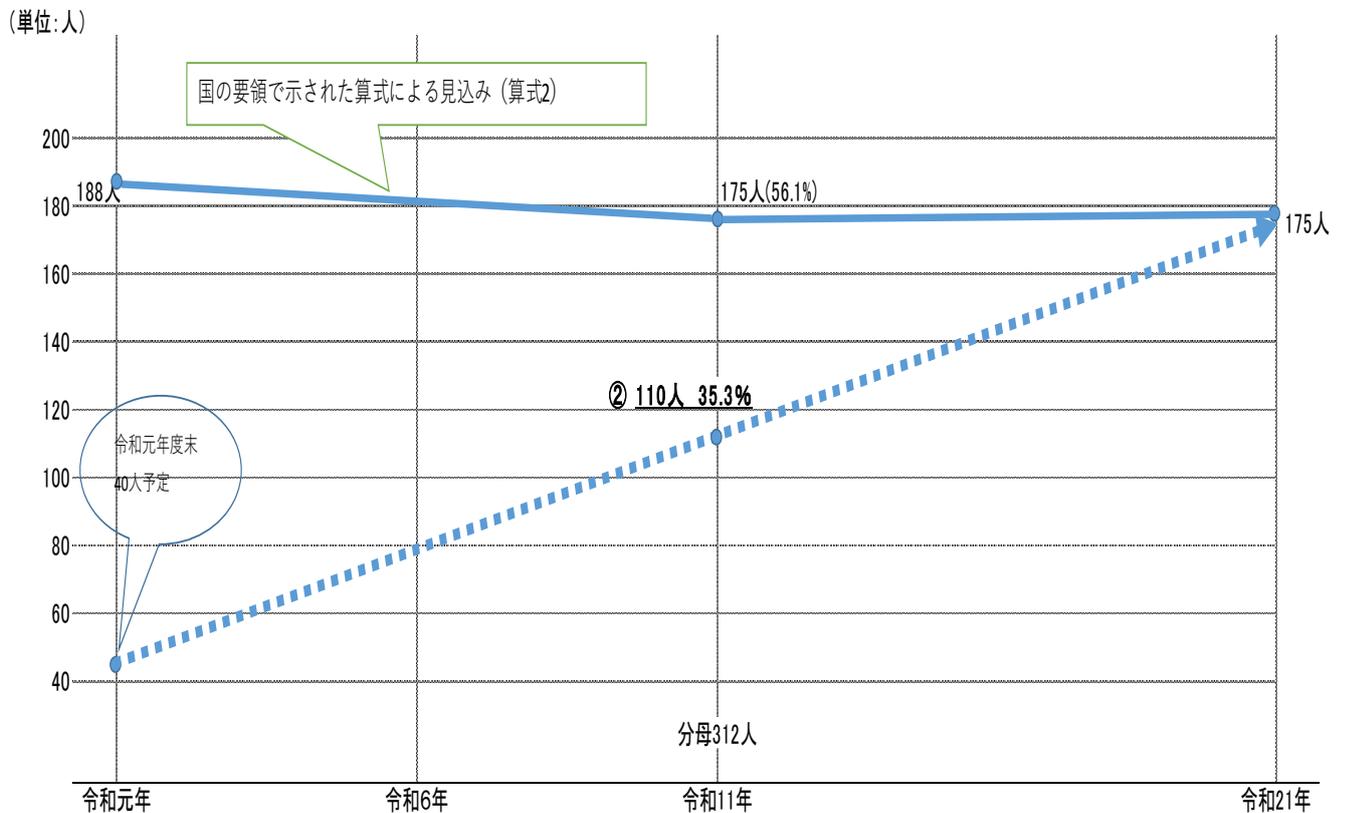
(4) 計画期間中にめざす里親等委託の子ども数の範囲 (図1)

近年の里親委託児童の前年度からの増加人数が6人であり、ファミリーホームの設置や、家庭的養育優先原則の実現に向けた取り組みにより、毎年度平均で7人ずつ増加することを目標とした場合、令和元年度より概ね20年で理想値の175人に到達することとなる。

これにより、令和11年度では、110人の目標となり、里親委託率は35.3%となる。

目標に向けて、必要な里親数の確保、里親委託に同意しない親の説得、未委託里親の活用、民間機関の積極的活用等が必要となる。

図1 計画期間中にめざす里親等委託の子ども数の範囲



5 里親等への委託の推進に向けた取組

(1) フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築

<現状>

- ①子ども相談所をフォスタリング機関に位置づけ、業務を行っている。
- ②里親制度の啓発、里親のリクルート、里親登録前後の研修、里親家庭訪問、里親会への支援等については、民間機関へ業務委託している。

<課題>

里親委託児童数が増えてきており、里親のアセスメント、委託後の支援等の子ども相談所の業務量が増加している。特に里親委託解除後の支援については、措置機関である子ども相談所以外の複層的な支援が必要となる。また、フォスタリング業務を包括的に担う、民間機関が全国的に少ない。

<今後の取組>

現行の子ども相談所を中心とした包括的な実施体制から、民間機関の活用を進めることとし、アセスメント、里親認定登録の関連事務、児童とのマッチング、里親委託後の支援等のアウトソーシングを図る。その際、上記業務の件数や質を考慮しながら、段階的に実施することとし、民間機関を育成する視点をもって取り組む。

(2) 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み

①委託子ども数（年齢は3月31日現在）

| 年齢区分 | 平成30年度 | 令和6年度 | 令和11年度 |
|-------|--------|-------|--------|
| 0～2歳 | 14人 | 16人 | 23人 |
| 3～5歳 | 8人 | 13人 | 19人 |
| 6～17歳 | 18人 | 46人 | 68人 |
| 合計 | 40人 | 75人 | 110人 |

②里親委託率（年齢は3月31日現在）

単位：％

| 年齢区分 | 平成30年度 | 令和6年度 | 令和11年度 |
|-------|--------|-------|--------|
| 0～2歳 | 37.8 | 31.4 | 46.0 |
| 3～5歳 | 15.6 | 25.0 | 37.2 |
| 6～17歳 | 7.6 | 20.9 | 32.3 |
| 合計 | 12.4 | 23.2 | 35.3 |

③新たに確保が必要な里親数等（3月31日現在）

| 里親数等 | 平成30年度 | 令和6年度 | 令和11年度 |
|----------|--------|-------|--------|
| 登録里親数 | 74人 | 122人 | 172人 |
| 上記委託児童数 | 34人 | 60人 | 85人 |
| ファミリーホーム | 1箇所 | 3箇所 | 5箇所 |
| 上記措置児童数 | 6人 | 15人 | 25人 |

6 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

<現状>

- ①子ども相談所における養子縁組の検討対象となる子どもの数
平成30年度調査 17人
- ②パーマネンシー保障への取組
子ども相談所の児童担当者と里親担当者が連携し、里親担当者から実親へ養子縁組制度の説明を行い、承諾を得ることで、引き取り目途のない児童に対し、パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進に努めている。
- ③愛の手運動
全国の里親希望者とのマッチング機会を増やすため、公益社団法人家庭養護促進協会と提携、毎日新聞へ養子縁組検討されている子ども等の掲載を委託している。
- ④民間の養子縁組あっせん団体と連携
実親のニーズを把握し、養子縁組の対象となる子どもが、あっせんを受けた養親家庭でも引き続き支援を受けられるように対象となる養親を管轄する児童相談所への情報提供を行う。
- ⑤医療機関との連携
養子縁組里親等の希望者に対し、医療機関で乳児の養育実習を実施している。

<課題>

- ①養子縁組里親希望者の多くは、乳幼児委託を希望しているが、子育て経験がない。
- ②未委託の養子縁組里親へ委託を進める必要がある。
- ③里親、子どもの双方にとって望ましい、生後間もないころからの委託を進める必要がある。
- ④特別養子縁組成立後も支援が途切れないようにする必要がある。

<今後の取組>

- ①乳幼児の育児が提供できる場として、乳児院等で実習が可能な施設を新たに開拓する。
- ②実親や親権者等が行方不明等のため、意向確認が困難な場合、弁護士と協議し、法的対応を検討し、特別養子縁組成立をめざす。また、児童養護施設と連携し、養育実習などの実施や法定外の研修の場を設ける。
- ③医療機関と連携し、乳児委託促進事業を実施する。
- ④里親委託中から地域の子育て支援課や保健センター等と連携し、継続した支援を行う。

7 施設の小規模化・地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

(1) 堺市管児童養護施設の高機能化、小規模かつ地域分散化の今後の見込み数

<施設で養育が必要な子ども数の見込み結果>

表6のとおり

平成30年度施設等別の児童数及び確保数 (単位：人)

| 施設等 | | 児童数 | 確保数 |
|-----|-------------|-----|-----|
| 施設 | 児童養護（地域・分園） | 21 | 22 |
| | 児童養護（本体） | 261 | 290 |
| | 小計 | 282 | 312 |
| 里親等 | | 40 | 74 |
| 合計 | | 322 | 386 |

令和11年度施設等別の児童数及び確保数 (単位：人)

| 施設等 | | 児童数 | 確保数 |
|-----|-------------|-----|-----|
| 施設 | 児童養護（地域・分園） | 60 | 72 |
| | 児童養護（本体） | 142 | 210 |
| | 小計 | 202 | 282 |
| 里親等 | | 110 | 197 |
| 合計 | | 312 | 479 |

※上表は、既存施設を基に算出したもので、新たな施設等は見込んでいない。

(2) 堺市管児童養護施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換

<現状>

堺市管児童養護施設において、本体施設以外に、地域小規模児童養護施設1箇所、分園型小規模グループケア2箇所、乳児棟を設置している。

ケアニーズが高い児童への支援は、堺市管の児童養護施設を中心に取り組んでいる。

<課題>

- ①「できる限り良好な家庭環境」をめざすにあたっての地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアを更に設置する必要がある。
- ②地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアを推進していくが、児童養護施設に措置されている子どもの多くは、虐待等の不適切な養育により、トラウマ関連障害やアタッチメント（愛着）に関する問題を抱えている子どもが多い。また、児童心理治療施設等がない本市におけるケアニーズが高い児童への支援を行う必要がある。
- ③一時保護委託が増加傾向にあるなかでの受け皿の確保する必要がある。
- ④施設がフォスタリング機関として、里親と協働する等の里親支援機能の更なる充実を図る必要がある。
- ⑤年長児等で家庭復帰等へとつなぐことが困難な子どもに対する適切な自立支援及びアフターケアを実施する必要がある。

<今後の取組>

- ①本体施設の近隣に地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケアを設置する。
上記施設2棟を併設することにより、職員の応援によりフォローできる体制や、突発的な対応に備える工夫等を行う。
- ②高機能化の取組みとして、本体施設の中で、ケアニーズが非常に高い子どもに対して心理職や医師、看護師などの専門職の配置を手厚くし、複雑な行動上の問題や精神的、心理

問題の解消や軽減を図る支援を行う

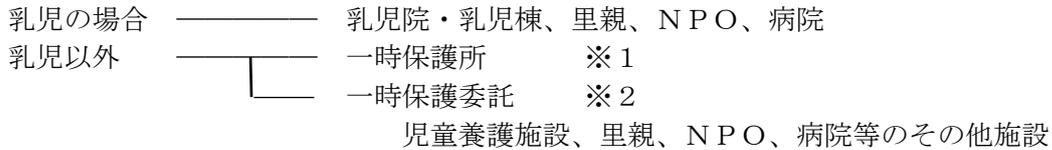
地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアにおいても、養育に求められる技能の高度化に対して研修等を推奨し、人員配置の充実を図るとともに、職員間の連携を図り孤立化を防ぐ。

- ③措置により入所している子どもと一時保護された子どもが混在しないよう配慮を可能とするなど個々の子どもの状態に応じた適切な一時保護の実施をめざすために、一時保護専用施設の配置を検討する。また、乳児の一時保護機能を充実させ、緊急一時保護に対応できる体制を整えていく。
- ④フォスタリングについては、子ども相談所、若しくは民間機関を中心とした包括的实施体制の方向性等を見据えて、施設（里親支援専門相談員を含む）における里親支援の役割を整理し、質の高い里親養育体制を確立していく。
- ⑤施設を退所した後に、困ったときの相談相手が施設職員であることの割合が高いため、国の予算措置等の動向も視野に入れながら、自立支援専門相談員の配置を検討し、アフターケアの充実を図っていく。

8 一時保護改革に向けた取組

(1) 一時保護の受け入れ先の状況

<受け入れ先>



※1 一時保護所へ入所する児童

①緊急保護が必要な児童

- (例) 「児童の命と最低限の生活保障」を行う必要があると判断するもの
 虐待通告により職権保護で保護した児童
 家出を繰り返し犯罪にまきこまれる可能性のある非行児童
 「虐待してしまいそう」という切羽詰まった相談
 深夜放置されている幼児を保護

②行動観察が必要な児童

- (例) 児童の特性の問題や適切な関わり方、集団の適応性、日々の生活から観察し、
 心理判定等が必要な児童
 投薬や医療機関の受診等の的確な診断が必要な児童
 児童養護施設等で不適応を起こした児童

※2 一時保護委託する児童

- ①保護者の病気による保護等、単純養護が必要な児童
 ②通学が自身で可能な高校生
 ③一時保護所でのアセスメントを受けた児童で、児童の処遇の方向性や適性に合わせて
 一時保護委託が適切である児童

(2) 一時保護所の必要定員数、児童養護施設等における一時保護委託数の確保

【一時保護所の必要定員数】

<現状>

①入所児童数の推移 (年間平均)

| 年度 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1日あたり | 14.1人 | 15.6人 | 16.6人 | 17.1人 | 22.5人 |
| 1人あたり | 23.2日 | 20.6日 | 22.8日 | 24.5日 | 27.3日 |

<課題>

- ①平成30年度において、虐待相談件数の増加に伴い、緊急保護（安全確保）が増え定員数を超過した入所状況となっており、令和元年度において、定員を20名から24名に増員したが、今後も入所の増加が見込まれる。また、児童福祉施設への措置入所ができず、やむを得ず一時保護所での入所が長期化するケースがあり、更なる定員数を確保する必要がある。
- ②不適切な養育によってダメージを受けた児童の入所が多く、さまざまな問題行動や身体的・精神的症状を呈するため、個別に処遇を行う必要がある。

<今後の取組>

- ①更なる定員数の増加に対応するため、一時保護所の増築を行う。
- ②一時保護所に入所中の、子どもに安心感を回復させ、適切に大人を頼り、自宅や学校・施設等への生活適応を高められるようにケアを重ねていく。

【児童養護施設等における一時保護委託の確保数】

<現状>

①一時保護委託件数（下表は委託解除の際に在籍していた施設等を示す。）

| 年度 | H 2 6 | H 2 7 | H 2 8 | H 2 9 | H 3 0 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 児童養護施設 | 1 4 | 2 9 | 4 3 | 4 4 | 5 0 |
| 乳児院 | 1 5 | 1 6 | 1 3 | 1 7 | 9 |
| 里親 | 6 | 3 | 3 | 0 | 1 4 |

<課題>

- ①児童養護施設において、委託件数が伸びており、今後も受け皿を確保する必要がある。また、各施設において定員内での入所枠があるものの、ユニット単位で養育を行っているため、子どもの年齢や性別によって委託できない場合があり、更なる受け入れ枠の拡大の必要がある。
- ②乳児の一時保護委託の受け入れ先について、乳児院への入所調整が困難であるため、受け皿を確保する必要がある。

<今後の取組>

- ①安定的な一時保護の受け入れ体制を整備するため、施設に一時保護専用施設等を設置する。措置により入所している児童と一時保護された児童が混在しないように、個々の子どもの状態に応じた適切な一時保護を実施する。
- ②里親全体のリクルートを進める中で、特に乳幼児の受け入れをイメージした広報等を行うことにより、一時保護委託が可能な里親を確保していく。

(3) 一時保護の環境及び体制整備

<現状>

- ①一時保護所のハード面（居室定員、設備、職員配置等）の現状は、児童養護施設の設備運営基準を満たしている。ソフト面においても、“子どもにとっての居心地の良さ”を重視した生活支援・治療的ケアの実践は、対外的にも高い評価を得ている。
- ②充実した個別対応を可能にするため、1階に個別対応用居室を整備している。また、学習指導員を配置している。
- ③児童養護施設等における一時保護委託については、開放的環境において子どもの安全の確保や必要なアセスメントが可能な場合には、子どもの地域での生活を可能な限り保障するため、子どもの意見も聞きながら子どもの外出や通学について可能な限り認めるとともに、できる限り原籍校への通学が可能となるよう努めている。

<課題>

- ①一時保護所の入所（在籍）状況は、長期化及び定員超過の傾向があり、子どもへの支援・ケアの質を確保するためにも、養育環境を充実させる必要がある。

<今後の取組>

- ①一時保護所の専門性向上に向けた人材育成及び勤務体制等の整備を検討する。

(4) 一時保護された子どもの権利擁護

<現状>

- ①一時保護に際して、子どもや保護者に措置の理由等について十分な説明を行うとともに、一時保護中の面会や通信の制限などについて児童福祉司が子どもや保護者に連絡説明している。
- ②子どもが有する権利や施設生活の規則等についても、その理由とともに、子どもの年齢や態様等に応じ懇切に説明している。意見箱の設置や子ども間の暴力等の被害の相談方法を記載したポスターを掲示し、意見が表明できるように取り組んでいる。
- ③保護者へ一時保護を決定した際には、決定通知と不服申し立ての手続きについて説明を行っている。

<課題>

- ①一時保護された子どもの立場に立った保護や質の高い支援を行うため、一時保護所において、第三者評価を活用するなど自己評価及び外部評価を行う必要がある。

<今後の取組>

- ①一時保護ガイドラインにある第三者評価の趣旨を踏まえて、一時保護中の子どもの権利を保障するための仕組みとして機能する第三者評価制度の整備を検討する。
- ②一時保護所の更なる処遇等の改善に向けて、退所する子どもを対象にアンケートを実施する。

9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

<現状>

施設退所前等の自立支援に関して、以下の取り組みを実施している。

(1) 社会的養護自立支援事業の取組

- ①社会的養護自立支援業務
- ②堺市社会的養護自立支援事業費補助金

(2) 児童養護施設等におけるリービングケア・アフターケアの取組

- ①さかいアフターケアセンター事業
- ②身元保証人確保対策事業
- ③児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業（大阪府実施事業）
- ④児童養護施設におけるリービングケアとアフターケア

<課題>

- ①就学者自立生活援助事業を実施していない。
- ②施設のアフターケア支援において、子どもからのSOSが重篤化する前に、早く発信してもらう必要がある。
- ③施設退所者（高校卒業後）の進路は、就職する者が多いため、進学等への説明を充実させ、様々な進路があることを認識してもらう必要がある。

<今後の取組>

- ①対象者の状況を把握し、実施予定時期・内容を検討していく。
- ②子どもと施設が様々なツール（SNS等）を通じて繋がっていることや、困ったときには助けてもらえる安心感をインケア時に育てていく。
- ③選択肢を増やすためにも、就学についての相談支援を手厚く実施していく。

10 児童相談所の強化等に向けた取組

<現状>

(1) 子ども相談所の体制（平成31年4月1日現在）

児童福祉司 41名（内スーパーバイザー 6名）

児童心理司 8名

<課題>

- ①増加する深刻な児童虐待事案に対応するため、子ども相談所の強化等の取組を進める必要がある。
- ②「児童虐待防止対策総合強化プラン」（以下、「新プラン」という。）に沿った人材確保と人材育成の必要がある。

<今後の取組>

(1) 体制の強化

- ①令和2年度から令和4年度までの3年間で、児童福祉司及び児童心理司を100人体制へ拡充する。
 - ・児童福祉司及び児童心理司については、1年度あたり15人程度の増員を行う。
 - ・その他体制の強化
 - 虐待対策課の機能分化による係体制の強化
 - 里親養育支援強化に向けた体制の強化
 - 市町村への相談支援体制の強化

(2) 専門性の強化

- ①人材の育成
 - ・児童福祉司、スーパーバイザーの義務研修の受講
 - ・スキルアップ研修として、様々なテーマ別の専門研修や面接トレーニング研修等を庁内職員や外部講師を招きながら実施
- ②関係機関との連携の強化
 - ・児童相談所と市町村の役割分担を明確化
 - ・要保護児童対策地域協議会との連携
 - ・警察との連携強化